

山梨県公報

号外第八十九号

平成二十五年

十二月二十四日

火曜日

目次

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一
○山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………四

規則

山梨県規則第三十九号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十二條第二項」を「第三條」に改める。

第五條の見出し中「期間等」を「期間並びに実費弁償の程度」に改め、同条中「第九條」を「第三條」に、「第十一條」を「第五條」に、「別表の」を「別表に」に改める。

第十四條中「第二十七條第四項の規定により当該職員が立入検査にあつて携帯しなればならない」を「第十條第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す」に改める。

第十七條中「次の各号」を「次」に改め、同条第四号中「炊出し給与状況」を「炊き出し給与状況」に改め、同条第十八号及び第十九号を次のように改める。

十八 令第四条第一号から第四号までに規定する者の従事状況(第三十一号様式)
十九 令第四条第五号から第十号までに規定する者の従事状況(第三十二号様式)
第十七條第二十二号中「法第三十四條の補償費の状況」を「法第十九條の補償費の状況」に改める。

別表の第一の一中「收容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同表の第一の

一の1の(三)中「光熱水費及び」を「光熱水費並びに」に、「以下」を「2の(四)において

に改め、同表の第一の一の1の(四)中「前項」を「(三)」に改め、同表の第一の一の2中「応急仮設住宅等」を「応急仮設住宅」に改め、同表の第一の一の2の(一)中「全壊、全焼」を「全壊し、全焼し」に、「みずから」を「自ら」に改め、同表の第一の一の2の(四)中「(以下「福祉仮設住宅」という。)」を削り、同表の第一の一の2の(五)中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同表の第一の一の2の(六)中「二年以内」を「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五條第三項又は第四項に規定する期限まで」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表の第一の二の1及び2以外の部分並びに1(一)から(四)まで以外の部分中「たき出し」を「炊き出し」に改め、同表の第一の二の1の(一)中「たき出し」を「炊き出し」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の二の1の(二)から(四)までの規定中「たき出し」を「炊き出し」に改め、同表の第一の二の2の(一)中「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の二の2の(二)中「及び浄水」を「又は浄水」に、「及び器具」を「又は器具」に、「及び資材費」を「又は機材の費用」に改め、同表の第一の三の(一)中「たい積」を「堆積」に、「若しくは」を「(三)の(2)及び八の(一)において同じ。」に、「日用品等をそう失又はき損し」を「生活必需品を喪失し、又は損傷し」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の三の(二)中「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の三の(三)の(1)中「身のまわり品」を「身の回り品」に改め、同表の第一の三の(三)の(2)中「(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)」を削り、同表の第一の四の1の(一)中「みち」を「途」に、「又はきゆう師及び」を「若しくはきゆう師又は」に、「以下」を「以下この(一)及び(三)において」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の四の1の(二)中「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の四の1の(三)中「場合は、」を「場合は」に、「及び」を「、」に改め、同表の第一の四の2の(一)及び(二)中「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の四の2の(三)中「には、使用した衛生材料等」を「は使用した衛生材料」に、「慣行料金の二割引」を「慣行料金の百分の八十」に、「すること」を「する」に改め、同表の第一の五(一)から(三)まで以外の部分中「災害にかかつた者」を「被災者」に改め、同表の第一の五の(一)中「災害にかかつた者」を「被災者」に、「、身体」を「若しくは身体」に、「救出する」を「又は救出する」に改め、同表の第一の五の(二)中「災害にかかつた者」を「被災者」に、「機械器具等」を「機械、器具等」に、「燃料費等」を「燃料費」に改め、同表の第一の五の(三)中「災害にかかつた者」を「被災者」に改め、同表の第一の六の(一)中「みずから」を「自ら」に改め、同表の第一の七の(一)中「全壊、全焼」を「全壊し、全焼し」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の七の(二)中「機械器具又は資材等」を「機械、器具又は資材」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の八の(一)中「き損し」を「損傷し」に、「以下」を「(三)において」に改め、同表の第一の八の(二)及び九の(一)中「行

なう」を「行う」に改め、同表の第一の九の(二)中「次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等」を「原則として、棺又は棺材」に、「実際に埋葬を実施する者に支給する」を「次の範囲内において行う」に改め、同表の第一の九の(四)中「埋葬は」を「埋葬は」に改め、同表の第一の十の(一)中「四囲」を「各般」に、「すでに」を「既に」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の十の(二)中「機械器具等」を「機械、器具等」に、「燃料費等」を「燃料費」に改め、同表の第一の十一の(一)から(三)までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の十二中「以下」の下に「この十二において」を加え、同表の第一の十二の(一)中「部分又は支閥等」を「場所又は支閥」に、「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の第一の十二の(二)中「及び賃金職員等雇上費」を「賃金職員等雇上費等」に改め、同表の第一の十二の(三)中「除去の」を「除去することが」に改め、同表の第一の十三の(一)中「ため」を「ための」に改め、同表の第一の十三の(二)中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表の第二中「第十一条」を「第五条」に改め、同表の第二の(一)中「第十条第一号」を「第四条第一号」に改め、同表の第二の(一)の(1)中「二千五百円」を「二千二百八十円」に改め、同表の第二の(一)の(2)中「一万五千円」を「一万四千九百円」に改め、同表の第二の(一)の(3)中「一万六千五百円」を「一万六千三百円」に改め、同表の第二の(一)の(4)中「一万五千四百円」を「一万五千二百円」に改め、同表の第二の(一)の(5)中「一万六千八百円」を「一万七千円」に改め、同表の第二の(一)の(6)中「一万七千七百円」を「一万七千七百円」に改め、同表の第二の(一)の(7)中「一万七千七百円」を「一万七千七百円」に改め、同表の第二の(一)の(8)中「一万六千五百円」を「一万九千五百円」に改め、同表の第二の(二)中「第十条第五号」を「第四条第五号」に、「その」を「その」に改める。

- 第三号様式の一 中「第2号様式の1」を「第2号様式の1 (第6条関係)」に、「第2条第1項」を「第9条第1項」に改める。
- 第三号様式の一 中「第2号様式の2」を「第2号様式の2 (第6条関係)」に、「第2条第1項」を「第9条第1項」に改める。
- 第三号様式の一 中「第2号様式の3」を「第2号様式の3 (第6条関係)」に、「第2条第1項」を「第9条第1項」に改める。
- 第三号様式の一 中「第2号様式の4」を「第2号様式の4 (第6条関係)」に、「第2条第1項」を「第9条第1項」に改める。
- 第三号様式の一 中「第3号様式」を「第3号様式 (第6条関係)」に、「第26条」を「第9条第1項」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に、「使用」を「又は使用」に、「記載」を「応じて記載」に改める。
- 第四号様式一 中「第4号様式」を「第4号様式 (第6条関係)」に、「第26条第1項」

を「第9条第1項」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改める。

第六号様式一 中「第6号様式」を「第6号様式 (第8条関係)」に、「第26条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第八号様式一 中「第8号様式」を「第8号様式 (第10条関係)」に、「第24条第1項」を「第7条第1項」に、「に従事」を「に従事すること」に、「第45条」を「第31条」に、「6箇月」を「6月」に、「5万円」を「30万円」に改める。

第九号様式一 中「第9号様式」を「第9号様式 (第10条関係)」に、「第24条第1項に基づき」を「第7条第1項の規定により」に、「同法施行規則第4条」を「災害救助法施行規則第4条第3項」に改める。

第十一号様式一 中「第12号様式」を「第12号様式 (第14条関係)」に、「第27条の」を「第10条第1項及び第2項の」に、「抜すい」を「抜粋」に、「(立入検査)」を「(都道府県知事の立入検査等)」に、「第27条」を「第10条」に、「②」を「2」に、「から」を「に対し」に、「取り」を「求め」に、

③ 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋、又は場職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しな所管理者に通知しなければならない。 ④ 第3条第6条第3項から第5項までの規定
 ければならない。 ⑤ 第3条第6条第3項から第5項までの規定
 は、前2項の場合に準用する。」に、「経過したり」を「経過し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三号様式一 中「次の」を「次に」に改める。

第13号様式 (第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住所
氏名

印

災害救助法による
療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切
扶助金支給申請書

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたく所要の書類を添えて申請します。

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあつた主な親族の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

第十七号様式中「第17号様式」を「第17号様式(第17条関係)」とし、「**引出**」を「**引出し**」とし、「**引出し**」を「**引出し場の名称**」とし、「**引出し**」を「**引出し場の名称**」に改める。

第三十一号様式中「第31号様式」を「第31号様式(第17条関係)」とし、「令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況」を「令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況」と改める。

第三十二号様式中「第32号様式」を「第32号様式(第17条関係)」とし、「令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況」を「令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況」と改める。

第三十四号様式中「第34号様式」を「第34号様式(第17条関係)」とし、「法第26条」を「災害救助法第9条第1項」とし、「及び収容」を「又は収用」と改める。

第三十五号様式中「第35号様式」を「第35号様式(第17条関係)」とし、「法第34条の補償費の状況」を「法第19条の補償費の状況」と改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県災害救助法施行細則の規定により交付され、又は提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県災害救助法施行細則の規定により交付され、又は提出された書類とみなす。

山梨県規則第四十号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十五年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(平成九年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項」を「第一条第一項」に、「被害者で」を「配偶者からの暴力又は同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改め、同号イ中「配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第三項第三号(同法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」に、「配偶者暴力防止等法第五条」を「同法第五条(同法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」に改め、同号ロ中「配偶者暴力防止等法第十条第一項」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項(同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

附則

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十二号)の施行の日(平成二十六年一月三日)から施行する。